



令和8年 年間標語

危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔



新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、公益社団法人広島県労働基準協会並びに尾道支部の事業活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

今年も昨年同様に、各種事業活動にご支援、ご協力いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

令和8年の年間標語は、労働災害のない安全で快適な職場を築くために、働く人一人ひとりのかけがえのない命と健康の確保を最優先にする職場風土づくりをアピールするものとして、「危険の芽 摘んで安心 咲く笑顔」となっています。働く人の安全と健康の確保をめざし、労働災害のない安全で快適な職場づくりに邁進しましょう。

◇ 安全祈願祭、第2回幹事会を開催 ◇

尾道支部は1月9日（金曜日）に尾道市長江の良神社において安全祈願祭並びに第2回幹事会を開催しました。

安全祈願祭は、尾道労働基準監督署の藤岡署長、高瀬安全衛生課長にご隣席いただき、支部役員をはじめ安全部会長、衛生部会長、分会代表者など多くの方々が参拝され、各々の事業場や尾道地域の無事故・無災害を祈願しました。

安全祈願祭に引き続き、良神社の社務所において支部第2回幹事会を開催しました。

幹事会は、支部長であるカナデビア(株)向島工場松岡工場長の挨拶で開会し、続いて尾道労働基準監督署の藤岡署長よりご挨拶をいただいたのち、高瀬安全衛生課長より「尾道労働基準監督署からの説明」として、配布資料をもとにお話しがありました。

最後に、議題である令和7年度事業実施状況の中間報告及び広島県労働基準協会尾道支部の現状並びに令和8年度事業計画の原案について、事務局より説明を行い確認いただき幹事会を終了しました。

【松岡支部長 あいさつ】

新年あけましておめでとうございます。



安全祈願祭の様子

カナデビア株式会社向島工場の松岡でございます。

本日は、尾道労働基準監督署の藤岡署長、高瀬安全衛生課長をはじめ、各幹事および部会長の皆様方とともに、各企業や尾道地域での無災害を祈願させて頂きました。これを機に、無災害への決意をさらに強く持ち、安全衛生への取り組みを着実に進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



玉串奉典 松岡支部長

さて、広島県労働基準協会は、会員事業場皆様のご理解とご協力に支えられて「労働基準関係法令の普及促進」、「労働災害の防止」、「職場での健康保持の確保」を目的に各種の事業を行っております。尾道支部においては、安全週間、労働衛生週間の説明会で、労働基準監督署様、東部保健所様などにご協力いただき、

暑熱対策やメンタルヘルス関連において事業場で必要となる諸対応の説明と指導を行っていただきました。

皆様の事業場でそれらの事項が確実に実施されているか、安全衛生活動に活かされているかご確認いただき、まだの場合は積極的に取り組みを推進していただくようお願いいたします。

「安全祈願祭 記念撮影」



次に、各種講習等の受講についてですが、尾道支部では受講者数の減少が続いております。協会全体でも同様で、期初目標の受講者数は達成しているものの、年々、受講者数は減少傾向にあります。新規講習の開講や、より受講し易い工夫が必要なのは勿論ですが、本来必要な

講習の受講に漏れや忘れがないか、注意を払っていただくようお願いいたします。法令違反が無いことは勿論のこと、事業場全体の安全・衛生・健康のレベルを一層向上させるために、積極的な受講を促進してまいります。

さて、令和7年に発生した尾道労働基準監督署管内の労働災害をみてみますと令和6年度以降、7年度に入っても発生していなかった死亡災害が、残念ながら9月に発生しております。

11月末までの災害統計では、死亡災害数は1件であり、コロナ関連を除く死傷者数は179件と前年度より20件増加していますので、より一層、安全活動の強化が必要です。

また、労働者の割合を観てみますと、高齢者や女性、外国人労働者が占める割合が引き続き増加しております。労働者層の変化が進んでいることから、それぞれの特徴に応じ、労働環境や作業内容への配慮も必要な状況です。従来にも増して複雑な状況ではありますが、

「安全は全てに優先する」の言葉を今一度胸に刻み、より一層の安全な職場づくりに取り組んでいくようお願いいたします。

最後になりますが、令和7年度の事業実施状況、令和8年度の事業計画について、この後、事務局より報告がありますので、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。



松岡支部長 挨拶

【藤岡署長 あいさつ】

新年あけましておめでとうございます。

本日は安全祈願祭にお招きいただき、ありがとうございます。

広島県労働基準協会尾道支部の会員事業場の皆様におかれましては、松岡支部長をはじめ、平素から、労働災害防止活動の推進にご理解・ご協力いただいておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。



幹事会の様子

一方で、大きな課題となっているのは、労働力不足と労働者の高齢化です。

設備投資などによる業務効率化も図られておりますが、省力化、機械化が困難な業務については、労働者に担ってもらわなければなりません。

事業を継続していく上で、人材の確保・教育が、ますます重要となってきますが、そのためには、労働者が安心して働くことができる職場を提供することが、事業者の責務として必要で

令和8年の年頭に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今、本年の安全祈願をしたところです。管内の死亡災害ゼロ、労働災害の大幅な減少を祈願するとともに、自然災害を含めた、全ての無災害を祈願しました。

さて、去年の日本経済について少し考えますと、最低賃金は過去最高の引上げ額となって、賃金は上昇し、企業はコスト増の価格転嫁を進めて物価も上昇しており、今年も、賃上げ、設備投資の拡大、インフレの定着が見込まれております。

あることは、皆様とも認識を共有させていただいているものと思っております。

今年4月1日からは、労働安全衛生法令の改正により、高年齢労働者に対する労働災害防止対策が努力義務化されます。

外国人労働者については、技能実習制度に代わって新たに「育成就労制度」が新設される予定であり、その制度では、外国人労働者の転籍が可能となるなど、外国人労働者の定着のための環境整備も、より一層求められることが予想されます。

大変厳しい環境ではありますが、監督署と致しましても、皆様とともに、災害防止活動の推進に取り組む所存でございますので、今後とも、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、どうぞ、この一年が無災害で、皆様にとりまして、よい1年となることを祈念いたしまして、私からの年頭のごあいさつとさせていただきます。

今年もどうぞよろしくお願いいたします。



藤岡署長挨拶

藤岡署長のご挨拶の後、高瀬安全衛生課長から「尾道労働基準監督署からの説明」と題してお話がありました。

【高瀬安全衛生課長の説明】

冒頭に「今年も災害ゼロを目指して一緒に取り組んでいきましょう」と呼び掛けられた後、尾道署管内の労働災害発生状況について話しをされました。

12月末時点の速報値で令和7年は休業4日以上災害が191件で、前年より4件の増ですが11月末時点では20件増でしたので、年末にかけて増加率は若干の減少をしたものの前年同期より増加していると話されました。

業種別では製造業全体では77件の発生で、前年同期が80件ですので3件減で、特に食料品製造業は前年の22件が今年は12件で10件の大幅な減少をしています。造船業も25件が18件で7件減少しその結果として、製造業全体として前年よりも減少している状況です。



幹事会の様子

製造業での死亡災害は、令和6年、令和7年ともに発生していませんが、建設業において1件発生してしまいました。平成25年以降12年ほど建設業において死亡災害が発生していなかったのが、残念な結果です。また、建設業での労働災害の発生件数は、前年17件が今年は20件と増加していますし、商業も20件が27件で増加しているとの説明がありました。

続いて、労働災害の事故の型別について話がありました。災害の多い原因として、まずは「高さ2メートル未満の墜落・転落」です。法律上、転落防止措置を必要としない2メートルよりも低い高さからの墜落、転倒が24件発生しており、脚立やはしご、製品の上などからの転落、段差や障害物でのつまずきによる転倒が多く、特に段差でのつまずきが20件で一番多い状況です。

他に、「機械への挟まれ・巻き込まれ」も20件発生しています。管内では、コンベアーによる巻き込まれで腕を切断するような災害が複数発生しています。コンベアーや機械の清掃、点検、修理、給油等をする場合には、必ず停止させていただくようにと述べられました。

次に、配布されたパンフレットをもとに、冬場に多い一酸化炭素中毒の予防や2月に開催予定のセミナーについて話がありました。

一酸化炭素中毒の予防に関して、広島県内で、建設業や製造業、一般飲食店など様々な業種において一酸化炭素中毒が非常に多く発生しています。一度発生すると、死亡や重大な脳機能障害を起こす可能性がありますので、ガソリン、灯油、ガス等を使う機械や暖房器具等は、使うときに必ず換気をするようにと述べられました。



幹事会の様子

そして、改正労働安全衛生法説明会に関しては、オンラインと現地開催の二つの方法で実施されます。個人事業者さん向けの説明会ですが、発注者さんや元請けさんにも色々説明があると聞いています。特に、2月2日に広島、2月3日に松山で開催される説明会では労働安全衛生法だけでなく、造船業の災害防止についても説明が行われることになっていますので、皆様ぜひご参加くださいとご案内がありました。

最後に、「今年も災害ゼロの決意のもと、皆様とともに日々の活動を続けてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また寒い日が続きますが、くれぐれもお体には気をつけていただき、今年も皆様にとって良き1年でありますようにお祈りをいたします。」と述べられ説明を締めくくられました。

高瀬課長からの説明に続いて事務局より令和7年度中間報告、令和8年度の年間行事・講習予定（原案）等に係る説明を行いました。

令和8年度における年間行事・講習予定（原案）は次のとおりです。

◆令和8年度 尾道支部関係年間行事・講習予定（案）◆

【年間行事予定（案）】

- ・ 4月22日 幹事会、会員会議（尾道糸崎港湾福祉センター）
- ・ 5月13日 合同部会（尾道糸崎港湾福祉センター）
- ・ 5月22日 県協会 第1回理事会（Web 会議予定）
- ・ 6月 3日 全国安全週間説明会（尾道 ベイタウン尾道）
- ・ 6月 5日 全国安全週間説明会（因島 土生公民館）
- ・ 6月 9日 全国安全週間説明会（世羅 世羅町商工会）
- ・ 6月16日 県協会 社員総会（ホテルメルパルク広島）
- ・ 8月25日 ゼロ災運動研究集会
(福山市・ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ小ホール)
- ・ 9月 2日 全国労働衛生週間説明会（因島 土生公民館）
- ・ 9月 4日 全国労働衛生週間説明会（世羅 世羅町商工会）

- ・ 9月 9日 全国労働衛生週間説明会（尾道 ベイタウン尾道）
- ・ 9月16～18日 全国産業安全衛生大会（札幌市）
- ・ 11月17日 広島県産業安全衛生大会（広島市・JMS アステールプラザ中ホール）
- ・ 令和9年
1月 8日 安全祈願祭、幹事会（長神社(予定)）

※ 上記以外に、9月下旬及び令和9年3月下旬に県協会・理事会が予定されています。また、上記はあくまでも年間行事予定の案として計画している行事です。

【講習開催予定】

- ・ 6月23～24日 職長等教育・安全衛生責任者教育（長者原スポーツセンター）
- ・ 6月30～7月1日 玉掛け技能講習（長者原スポーツセンター）
- ・ 7月14～15日 床上操作式クレーン運転技能講習（長者原スポーツセンター）
- ・ 8月 4～ 6日 乾燥設備作業主任者技能講習（ベイタウン尾道）
- ・ 9月29～30日 安全衛生推進者養成講習（長者原スポーツセンター）
- ・ 11月10日 特定粉じん作業特別教育（長者原スポーツセンター）
- ・ 12月 8～ 9日 職長等教育・安全衛生責任者教育（長者原スポーツセンター）

❖化学物質の安全な使用及び管理に関する説明会❖

化学物質管理に関する法律が令和4年に改正され、これまでの法令準拠による管理から、事業者自らが適切に選択、実施する自律的な管理を基軸とする対応が求められます。また、化学物質の規制対象拡大に伴い、職場で使用する洗浄剤や薬品等が新たに規制の対象となる可能性があります。

この化学物質管理に関して、尾道労働基準監督署では下記日程で「化学物質の安全な使用及び管理に関する説明会」を開催されることになりました。

今回の説明会では事業者の皆様に自律的な化学物質管理を中心に、化学物質の不適切な取り扱いが原因となった労働災害事例や化学物質による労働災害を防止するためのポイントについて説明されます。

普段、何気なく使用する洗剤や漂白剤等も使用方法を間違えれば、重大な労働災害となる可能性があります。この機会にぜひご出席ください。

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和8年2月12日(木) 14:00～16:00 |
| 2 開催会場 | 尾道市人権文化センター（尾道市防地町26-24） |
| 3 申込期限 | 令和8年2月5日(木) 23:59 |
| 4 定 員 | 60名 |

★熱中症予防労働衛生教育を実施します★

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため昨年5月労働安全衛生規則の改正が行われ、「熱中症の早期発見のための体制整備」「熱中症の症状悪化防止のための措置及び実施手順の策定」「体制、措置等の作業従事者への周知」が事業者には義務づけられました。

併せて、「職場における熱中症予防基本対策要綱（令和7年5月20日付け基発0520第

7号)」が策定され、労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者（熱中症予防管理者）及び労働者（作業従事者）に対して、あらかじめ「熱中症の症状」、「熱中症の予防方法」、「緊急時の救急処置」、「熱中症の事例」について労働衛生教育を行うこととされました。

これを受け、（公社）広島県労働基準協会では、新たな安全衛生教育として「熱中症予防労働衛生教育」を下記のとおり開催いたしますので、作業を管理する方や作業従事者の方は受講いただきますようご案内申し上げます。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・令和 8年 3月 3日(火) 林業ビル | ・令和 8年 3月 4日(水) 福山教習所 |
| ・令和 8年 4月 22日(水) 林業ビル | ・令和 8年 4月 27日(月) 福山教習所 |
| ・令和 8年 5月 27日(水) 林業ビル | ・令和 8年 5月 29日(金) 福山教習所 |
| ・令和 8年 6月 16日(火) 福山教習所 | ・令和 8年 6月 24日(水) 林業ビル |
| ・令和 8年 7月 24日(金) 福山教習所 | ・令和 8年 7月 27日(月) 林業ビル |
| ・令和 8年 8月 4日(火) 林業ビル | ・令和 8年 8月 24日(月) 福山教習所 |
| ・令和 9年 3月 2日(火) 林業ビル | ・令和 9年 3月 10日(水) 福山教習所 |

◇2月は「化学物質管理強調月間」です◇

令和7年度 スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

令和8年2月1日から2月28日までの1か月間は「化学物質管理強調月間」です。

この「化学物質管理強調月間」は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに化学物質管理活動の定着を図ることを目的に、令和7年度に創設された強調月間で毎年2月に実施されます。

皆様の事業場において、この期間内で化学物質管理強調月間実施要綱に示された事業者の実施事項を着実に励行していただき、化学物質管理の徹底を図ってください。

【実施者（各事業者）の実施事項】

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

- (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
- (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認

- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
- d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
- e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
- f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
- i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
- k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底
- l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- (エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施
- ※ 令和7年度化学物質管理強調月間実施要綱については、厚生労働省若しくは中央労働災害防止協会のホームページからダウンロードされご確認ください。

◆外国人労働者安全衛生管理セミナーが開催されます◆

厚生労働省より（公社）東京労働基準協会連合会が受託した「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」として、外国人労働者を雇用する事業場を対象にし、安全衛生管理のポイントを解説する「外国人労働者安全衛生管理セミナー」が昨年11月より開催されています。

下記日程で広島市においても開催される予定となっていますし、オンラインセミナーも2月9日（月曜日）に開催されます。

セミナーでは、外国人労働者を雇用する事業場を対象に、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説します。具体的には、視覚・直感的なイラスト等による表示、外国語による注意喚起等の文書等、新たに開発中の最新情報を提供しますので、関係事業場の皆様には奮ってご参加いただきますようお願いいたします。

1 日 時 2月10日(火曜日) 14:00～16:00

2 会 場 R C C文化センター7階 701会議室

(広島市中区橋本町5-11)

※ (公社)広島県労働基準協会のホームページにおいて詳細等が確認できます。中央上部「新着情報」内の「お知らせ」をクリック → R7/10/6掲載の「外国人労働者安全衛生管理セミナーが開催されます」をクリックし、東京労働基準協会連合会の特設ページやリーフレットで、セミナーの詳細、リーフレット、申込等についてご確認ください。

☆第85回(令和8年度)全国産業安全衛生大会 in 札幌☆

大会テーマ「大地にみなぎる 安全・健康 決意の力」

第85回(令和8年度)全国産業安全衛生大会は、下記日程にて札幌市において開催されることとなっています。多くの方に参加いただきますようご案内申し上げます。

開催期間：令和8年9月16日(水曜日)～

9月18日(金曜日)

会 場：北海道立総合体育センター(北海きたえーる)

札幌コンベンションセンターほか

同時開催：緑十字展2026

札幌市スポーツ交流施設(つどーむ)